

## お知らせ

### 「最低制限価格制度」の改正を行います。

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用します。

#### 1. 対象工事

##### 【最低制限価格】

設計額(税込み)300万円以上の建設工事(総合評価方式は除く)及び修繕業務

#### 2. 算定方法(赤字部分が改定部分です。)

##### 【建設工事、修繕業務】

予定価格算出の基礎となる次に掲げる①から④までの額の合計額

- ① 直接工事費の97%
- ② 共通仮設費の90%
- ③ 現場管理費の90%
- ④ 一般管理費の55%

※ ただし、合計額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じた額から予定価格の1,000分の1以内の調整額を減じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じた額に予定価格の1,000分の1以内の調整額を加えた額とします。

なお、上記の計算式により定めることが困難な特別な建設工事については、契約ごとに予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定します。

※ 上記により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てします。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の10分の7に満たない場合は、その端数を切り上げします。

#### 3. 適用日

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用します。